

北海道アイヌ政策推進方策

令和3年3月

北海道

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1 策定の経緯等 | 1 |
| 第2 背景・歴史・現状 | 2 |
| 第3 基本的な考え方 | 6 |
| 1 推進方策の名称 | |
| 2 推進方策の期間 | |
| 3 施策方策の目指す姿 | |
| 4 施策方策の基本的な展開方向 | |
| 第4 推進施策 | |
| 1 理解の促進 | 7 |
| 2 生活の向上 | 9 |
| 3 文化の振興 | 11 |
| 4 地域、産業及び観光の振興 | 15 |
| 5 多様な文化との交流促進 | 19 |
| 第5 推進に当たって | 20 |
| 施策の体系 | 22 |
| 参考資料 | 23 |

第 1 策定の経緯等

道では、昭和 36 年(1961 年)からアイヌの人たちの生活環境の改善、住宅の整備、教育の促進などの対策を進めており、昭和 47 年(1972 年)から道内における「北海道アイヌ生活実態調査(以下「実態調査」という。)」を定期的実施したうえで、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上のため、昭和 49 年(1974 年)からは、4 次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」、平成 14 年(2002 年)からは 3 次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、アイヌの人たちの生活向上に関する施策を推進してきました。

また、平成 9 年(1997 年)の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下「アイヌ文化振興法」という。)」の施行に伴い、平成 11 年(1999 年)に「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」を策定し、アイヌ文化の振興に関する施策を進めてきました。

令和元年(2019 年)5 月には、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(以下「アイヌ施策推進法」という。)」が施行され、道としても、同年 10 月、アイヌ施策推進法の規定に基づく「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針(以下「道のアイヌ施策推進方針」という。)」を策定しました。

こうした中、現行の「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第 3 次)」が令和 2 年度(2020 年度)で終了し、新たな推進方策を策定する必要があることから、令和元年(2019 年)12 月に、アイヌの人たちや有識者で構成される「新たなアイヌの人たちの総合的な推進方策検討会議(以下「検討会議」という。)」を設置し、令和 3 年度(2021 年度)以後における施策のあり方についてのご意見をお伺いしてきました。

道としては、アイヌ施策推進法の趣旨や平成 29 年(2017 年)に実施した実態調査の結果、検討会議での意見等も踏まえ、これまでの生活向上やアイヌ文化振興に加え、地域振興、観光振興等を含めたアイヌ政策を総合的に推進するため、令和 3 年度(2021 年度)以後の推進方策を策定したものです。

第2 背景・歴史・現状

日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人たちは、固有の言語、伝統的な儀式や祭事、多くの口承文芸、アイヌ文様などの独自の文化をもち、自然の恵みに感謝しつつ、狩猟・漁撈・採集等を行い、人間を深く愛し、平和な暮らしを送っていた民族です。

現在において伝統的なアイヌ文化とされる生活文化の基礎が形成されたのは、考古学でいう擦文文化及びオホーツク文化の後半期頃といわれています。この時期から、従来からの生活を基盤としながらも、竪穴住居から平地住居へ、土器から鉄鍋(土鍋)・木製の食器へ、石器から鉄器へなど、生活様式や道具などに大きな変化がおきてきます。

また、和人をはじめ周辺の社会との交易を行うことで、様々な物資を自分たちの社会に採り入れるとともに、狩猟・漁撈や自分たちの作り上げたものが、自給自足だけにとどまらず、周辺の社会へも流通するようになっていきました。

その後、松前藩の統治がはじまり、アイヌの人たちの自由な交易が制限され、特権商人による漁場での使役や移住などが強いられ、さらに江戸幕府により髪型や名前などを和人風に改める和人化政策も進められましたが、これは、アイヌの人たちから大きな反発を受けることとなりました。

明治になって、政府は、それまで和人からは「蝦夷地」などと呼ばれていたこの島を北海道と改称し、伝統的風俗・習慣の禁止、日本語使用の強制などの同化政策、大規模な和人の移住による北海道開拓を進めました。また、近代的な土地制度を導入するに当たって、従来アイヌの人たちが狩猟・漁撈・採集を行っていた土地等についても持ち主を明らかにしようとしたましたが、当時、アイヌの人たちで文字を理解する人はごく少数であり、近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったため、所有権を取得したアイヌの人たちはほとんどいませんでした。さらに、生活基盤となる河川や森林などの自然環境の変化、鳥獣捕獲や河川漁業の規制などにより、アイヌの人たちの生活や文化が受けた打撃は決定的な

※1「北海道旧土人保護法」：明治 32 年(1899 年)施行。主な内容は、土地(農耕地)の無償下付(第1条)、農具及び種子の給付(第4条)、疾病者の治療又は薬代の給付(第5条)、生活扶助・埋葬料の給付(第6条)、授業料の給付(第7条)、小学校の設置(第9条)、共有財産の管理(第10条)など。昭和 12 年(1937 年)の法改正により、「土人学校」設置の規程(第9条)が削除され、「土人学校」は廃止。平成9年(1997 年)、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の施行に伴い廃止。

ものとなりました。この頃から、アイヌの遺骨が、人類学等の分野で研究対象とされ、発掘・収集が行われ、それらの中にはアイヌの人たちの意に関わらず収集されたものも含まれていると見られています。

政府は、明治 32 年(1899 年)に「北海道旧土人保護法」^{※1}を制定し、土地(農耕地)の無償下付、生活扶助や、授業料等の給付、小学校の設置等の対策を実施しました。土地については、農業に適さない土地や未開地を下付されることもあり、農業指導もほとんど行わなかったため、アイヌの人たちの貧窮を十分に改善するには至りませんでした。教育については、この法律により設置された小学校(「土人学校」などと呼ばれた。)において、アイヌの子どもたちの日本語の習得を優先する教育が行われましたが、理科や地理などは教えられず、就学年限を4年間(和人は6年間)とした時期もあるなど、和人の子どもたちとの格差が見られました。

国際的世論は、1970 年代以降、先住・少数民族の権利を尊重する立場に立った意見が増え、国連などでは、その固有の権利を認め、人権を守り、民族として自立していくためには何が必要かが議論されていました。このような中、社団法人北海道ウタリ協会(現在の公益社団法人北海道アイヌ協会(以下「北海道アイヌ協会」という))は、北海道旧土人保護法に代わって「アイヌ民族に関する法律」の制定を求めることを決め、道や国に陳情・要請を行い、国では平成 7 年(1995 年)3月に内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、今後のウタリ対策のあり方についての検討が行われました。

平成 9 年(1997 年)には、この有識者懇談会からの報告書を踏まえ、北海道旧土人保護法が廃止され、新たにアイヌ文化振興法が制定され、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の発展に寄与する

※2「先住民族」:一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族(出典:アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書)

※3「先住民族の権利に関する国際連合宣言」:平成 19 年(2007 年)9 月 13 日、国際連合総会において、我が国も賛成し採択された。政治・経済・文化その他広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利及び自由について規定しており、先住民族と国家あるいは国民の多数を占める民族とのパートナーシップの重要性を強調している(出典:アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書)

ことを目的とした施策が展開されることとなりました。

国際的には、先住民族^{※2}や少数民族に対する差別をなくし、その独自性と文化を守ろうという動きが活発になり、平成19年(2007年)9月に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」^{※3}が国連総会において採択される中、国では、平成20年(2008年)6月、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識の下に、内閣官房長官が平成20年(2008年)7月に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」^{※4}を設置し、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌ文化に深刻な打撃を与えたことから、国には、アイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任があることや、従来にも増して、国が主体性を持って政策を立案し遂行すべきであることなどの内容が盛り込まれた報告書を平成21年(2009年)7月に取りまとめました。

国においては、この報告書を受けて、平成22年(2010年)1月に、アイヌの人たちの意見を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、内閣官房長官を座長とし、アイヌの人たちや有識者を構成員とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、総合的なアイヌ政策や民族共生の象徴となる空間の整備などの具体的な政策の検討が進められました。

平成31年(2019年)4月には、従来の生活向上施策やアイヌ文化振興施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした「アイヌ施策推進法」が制定されました。

令和2年(2020年)7月には、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナ

※4「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」：平成20年6月6日に衆参両院において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、内閣において開催された。有識者懇談会では、アイヌの人たちも委員として参画し、アイヌ政策の新たな理念及び具体的な政策の在り方などについて総合的な検討が行われ、平成21年(2009年)7月に検討結果を取りまとめられた。(出典：首相官邸及び内閣官房アイヌ総合政策室HP)

※5「ウポポイ」：令和2年(2020年)7月、白老町に国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設を整備。アイヌ文化を復興するための空間や施設だけではなく、我が国の文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴と位置づけられている。(出典：ウポポイ(民族共生象徴空間)HP)

シヨナルセンターである民族共生象徴空間「ウポポイ^{※5}」が、白老町に誕生しました。ウポポイは、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じて、アイヌ文化の復興等に関する我が国における中核的な役割を担うものです。

現在、アイヌの人たちは自分たちだけの居住地域を形成することなく、衣食住などの日常生活において、他の多くの日本人とほぼ変わらない生活を送っており、平成 29 年(2017 年)に実施した実態調査では、生活保護率は減少し、高校・大学への進学率は増加しているものの、大学進学率など様々な面において未だに格差が見られるとともに、現在もいわれのない差別があることが明らかとなっています。

一方、文化面においては、アイヌ語がユネスコにおいて「危機的な状況にある言語」の一つとされる等、伝統的な文化やアイヌ語を伝承している人が極めて限られている厳しい状況が続いている中、SNS やラジオ等を活用したアイヌ文化の紹介やアイヌ語講座、伝統技法を用いたアート作品の制作など新たな動きが見られるほか、アイヌを題材とした小説やマンガ・演劇等を通じて、アイヌの人たちの歴史や自然観に基づく生活や文化への関心が高まっており、こうした媒体を通じた理解の促進や認識の深まりがますます重要になっています。

第3 基本的な考え方

1 推進方策の名称

「北海道アイヌ政策推進方策」とします。

2 推進方策の期間

道のアイヌ政策を推進するにあたり、本方策の期間を令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

3 推進方策の目指す姿

アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示したアイヌ施策推進法の趣旨を鑑み、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

4 推進方策の基本的な展開方向

道では、アイヌの人たちに寄り添いアイヌの人たちが抱える課題を解決し、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することとし、「理解の促進」、「生活の向上」、「文化の振興」、「地域、産業及び観光の振興」、「多様な文化との交流促進」の5つの施策を柱として、効果的なアイヌ施策に取り組みます。

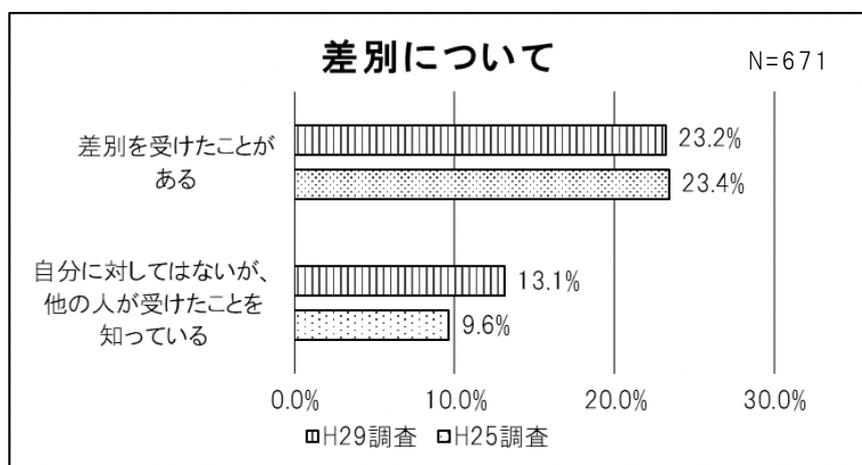
第4 推進施策

1 理解の促進

<現状・課題>

アイヌの人たちは、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であり、長い歴史の中で、アイヌ語や口承文芸、アイヌ文様など民族としての独自の伝統や文化を培い、現在に至るまで伝承してきました。

しかし、このようなアイヌの歴史や文化等について、十分な理解が得られていないため、近年では、インターネット上においてアイヌの人たちへの心ない投稿が見受けられるなど、現在もいわれのない偏見や差別が残っています。



(平成29年北海道アイヌ生活実態調査)

<施策の方向>

アイヌの人たちに対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、アイヌ施策推進法第4条においても、アイヌの人たちに対する差別の禁止が定められています。

偏見や差別がなくなり、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重されるとともに、全ての道民が相互に尊重し合う社会を実現していくためには、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国に先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識することが不可欠です。

このため、幅広い理解促進と知識の共有に向けて、教育の充実を図るとともに、様々な機会を通じた普及啓発を強化していきます。

(1)正しい理解に向けた教育の充実

- 幼児教育や学校教育で利用できるアイヌ関連教材を作成・活用し、幼児期や青少年期から正しい理解を深められるよう教育を充実します。
- アイヌ文化などに関する講演会、講座等の開催など、道民が学び、理解を深めるための場を確保します。
- 教育関係者や行政職員等を対象としたアイヌ関連講習や研修の実施など、正しい理解の促進に必要な人材の育成を図ります。

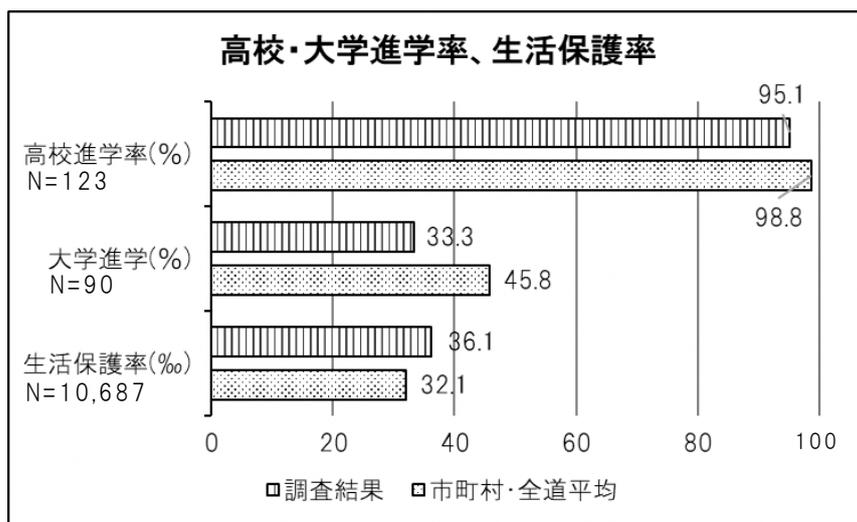
(2)道内外への普及啓発

- 地域において身近にアイヌに関する情報に接することが出来るよう、ウポポイをはじめ道内のアイヌに関連する博物館や資料館等における展示やイベント等の充実を図ります。
- 正しい理解の促進に向けて、啓発冊子やチラシが幅広く行き渡るよう公共の施設へ配置するなどし、アイヌ関連情報の提供・発信を図ります。

2 生活の向上

<現状・課題>

これまでの生活向上施策などにより、道内に居住するアイヌの人たちの生活状況については、高校・大学等への進学率や生活保護率などにおいて着実に改善傾向にあります。アイヌの人たちが居住している市町村の平均と比較して依然として格差がみられ、アイヌの人たちへの教育の充実や生活・雇用の安定が求められています。



(平成 29 年北海道アイヌ生活実態調査)

<施策の方向>

教育の水準を高め、就労の安定や収入の向上を図るなどして、アイヌの人たちが地域で豊かに暮らし、地域における文化振興や伝承活動にも支障を来すことがないようにすることが重要です。

このため、未来を担う子どもたちへの教育の充実や、就業に向けた職業訓練など雇用の安定を図るとともに、アイヌの人たちが暮らす地域において様々な活動拠点となる生活館の整備をはじめ、生活しやすい環境づくりを進めます。

(1)アイヌの人たちの教育の充実

- 地域において、次代を担うアイヌの子どもたちの初等教育期からの学力向上に向けた取組の促進を図ります。
- 修学資金や入学支度金などの制度活用により、高校や大学、専修学校等への進学を促進します。
- 進学の際に活用できる各種修学支援制度の情報提供など、生活相談員等による教育相談環境の充実を図ります。

(2)雇用の安定

- 就労に効果的な技術や知識の習得など職業訓練の受講機会を確保するとともに、就職促進資金の活用や各種免許の取得を促進し、雇用の安定を図ります。
- 職業に関する情報の提供や助言、就職後の職場適応指導などを行う職業相談員や雇用推進員の活動を支援します。
また、職業相談員に対する研修の実施などにより、雇用機会の拡大や雇用の安定に向けた相談員等のさらなる資質の向上を図ります。

(3)生活の安定・向上と生活環境の改善

- アイヌの人たちの様々な活動の場である生活館の安定的な運営や、生活上の各種相談に応じる生活相談員の活動充実を図るなど、アイヌの人たちが使いやすい環境づくりを進めます。
- 生活相談員に対する研修の実施などにより、生活環境の向上に向けた相談員のさらなる資質の向上を図ります。
- 地区道路、地下排水路等の整備や住宅の新築・改修、宅地取得に活用できる制度の利用促進など、居住地域の生活環境の整備促進を図ります。
- 生活向上振興資金貸付金の活用などにより、アイヌの人たちの生活の安定を図ります。

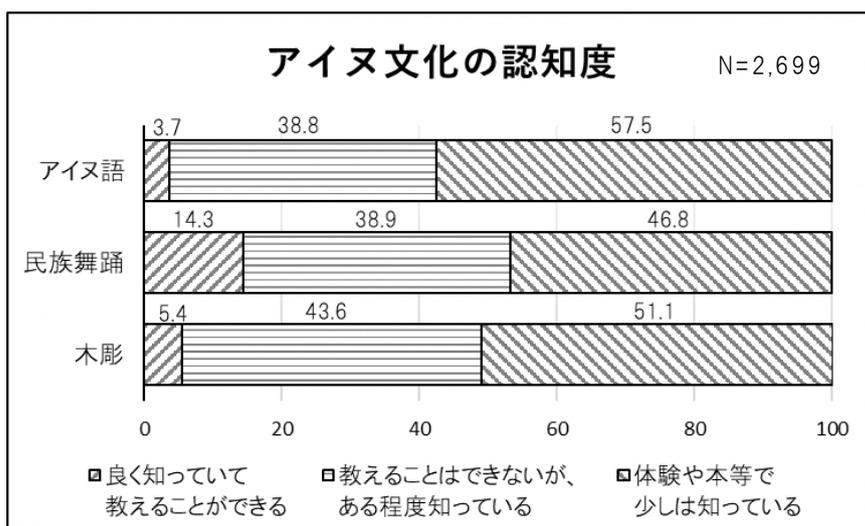
3 文化の振興

<現状・課題>

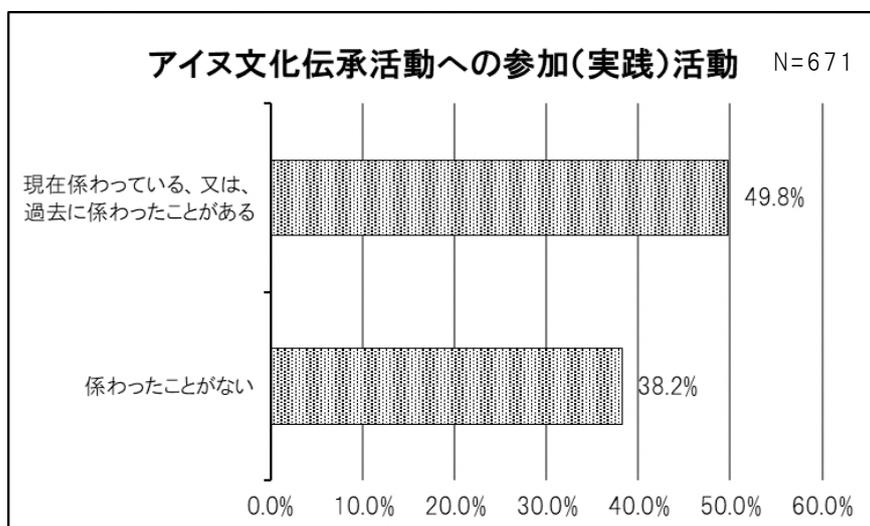
アイヌの人たちは、長い歴史の中で、アイヌ語や口承文芸、アイヌ文様等の独自の文化を形成・発展させてきましたが、口承文化であったため記録や資料が少なく、専門の研究者も少ない状況にあります。

とりわけ、アイヌ語については、明治以降の、日本語使用の強制などの同化政策により、現在では、日常的にほとんど使われなくなり、アイヌ語で自由に会話できる人は、ごく僅かとなっているなど、アイヌ文化を保存し、次世代へ継承していく担い手が不足しています。

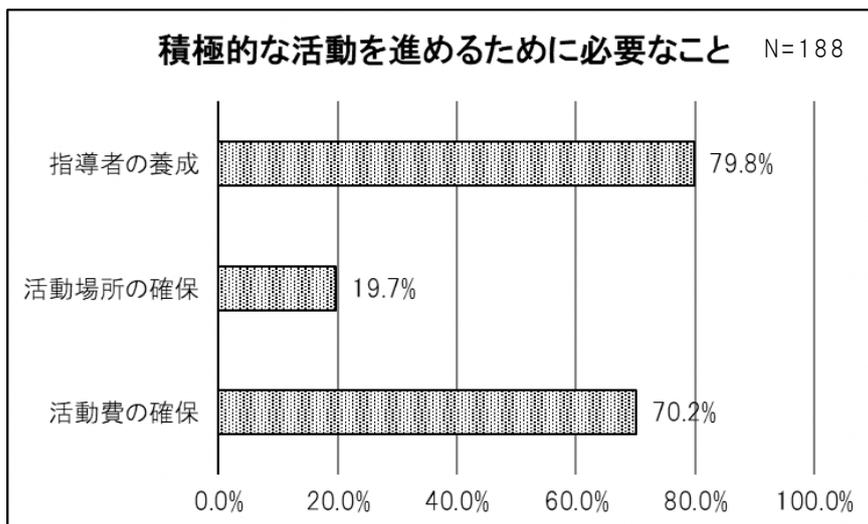
一方、アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開設、またアイヌを題材とした小説やマンガが話題になるなど、近年、道内外においてアイヌについての関心や認知度が高まりつつあり、アイヌ文化振興の追い風となっています。



※複数回答 (平成 29 年北海道アイヌ生活実態調査)



(平成 29 年北海道アイヌ生活実態調査)



※複数回答

(平成 29 年北海道アイヌ生活実態調査)

< 施策の方向 >

アイヌの人たちの民族としてのアイデンティティ(帰属意識)の基盤ともいうべきアイヌ文化の復興はもとより、次世代へ継承し、将来に向けて創造・発展していくことが重要です。

このため、アイヌ文化の調査研究や伝承者の育成など、保存・伝承や普及・啓発を促進するとともに、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであるウポポイをはじめとするアイヌ関連施設など、各地域の活動が活性化するよう文化振興の基盤づくりを図っていきます。

(1)アイヌ文化の保存・伝承

- アイヌの伝統的な文化や生活習慣を調査し、正確な記録・保存と体系的な整理分類等に取り組むほか、アイヌ文化やその背景にある世界観や自然観、生活の知恵、アイヌの歴史などの調査研究を総合的に進めていきます。
- 講座や研修、コンテストの開催などにより、アイヌ語をはじめ、アイヌの伝統的な文化の指導者や伝承者等の養成を促進します。
- 海外の先住民族等の文化伝承や保存活動を学ぶため、国際交流を促進します。
- 衣食住等の風俗慣習に関する伝承等を促進するほか、伝統的な技術や儀式の保存・再現等に必要な原材料の確保を図ります。
- アイヌ民族に関わる文化財の保護に取り組めます。

(2)アイヌ文化の魅力発信

◆ 新たな魅力の創造

- アイヌの伝統的な工芸技術と現代的デザインが融合した新たなアイヌ工芸品の開発等の促進や、新たな魅力の発信により、アイヌ工芸品への興味醸成を図ります。
- 国内外から注目される文化やスポーツイベント等での披露に向けた、地域の特色ある伝統的な舞踊や歌などの統一パフォーマンスの作成やレガシーとしての継承を促進します。

◆ 情報の発信

- 地域において身近にアイヌに関する情報に接することが出来るよう、ウポポイをはじめ北海道博物館や道立アイヌ総合センターなど道内のアイヌに関連する博物館や資料館等における展示やイベント等の充実を図ります。
- 国内外の方々に幅広くアイヌ文化に触れていただくよう、SNSなど多様な媒体を活用しながら、アイヌ関連情報の積極的な提供・発信を図ります。

◆ 学習・体験の場の提供

- 北海道博物館や道立アイヌ総合センターなどにおける展示をはじめ、特別展や講演会等の開催、道民向けの講座などアイヌ文化に関する学習・体験の場を充実します。
- 直接、博物館や資料館等を訪れることができない人たちに向け、インターネットなどにより博物館などの展示やプログラム等を見学・体感できる効果的な情報発信に取り組めます。
- 基礎講座や指導者育成研修、コンテスト等の開催などにより、アイヌ文化の教育や普及、アイヌの伝統的技術の習得を促進します。

◆ アイヌ語の復興・伝承とアイヌ語由来地名の普及

- 日常での挨拶やウポポイをはじめ各種施設等における案内など様々な機会や場を活用し、アイヌ語の幅広い普及を図ります。
- アイヌ語の教育や普及に向けて、基礎講座や指導者育成研修、コンテス

ト等の開催を促進します。

- 啓発冊子やインターネットなど多様な媒体を活用するとともに、地名や河川名における表示、各種展示会などにより、アイヌ語由来地名の普及を図ります。

(3)アイヌ文化振興の基盤づくり

- 国や市町村、アイヌ民族文化財団等との連携を図り、アイヌ文化の振興に向けて、ウポポイをはじめとした道内各地のアイヌ関連施設への来場を促進するとともに、機能の充実などに取り組みます。
- 北海道アイヌ協会や公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「アイヌ民族文化財団」という）をはじめ各種団体の文化活動などを支援します。
- 各地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生が促進されるよう、国と連携しながら、市町村の取組等に協力します。

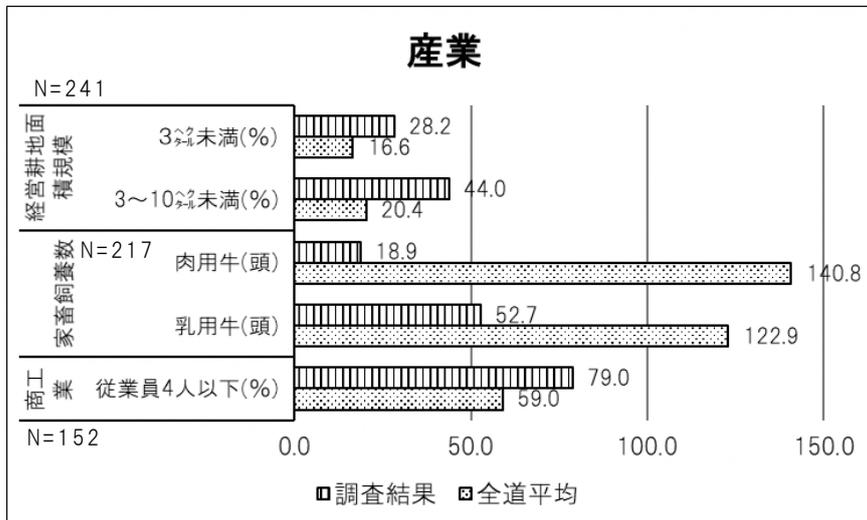
4 地域、産業及び観光の振興

<現状・課題>

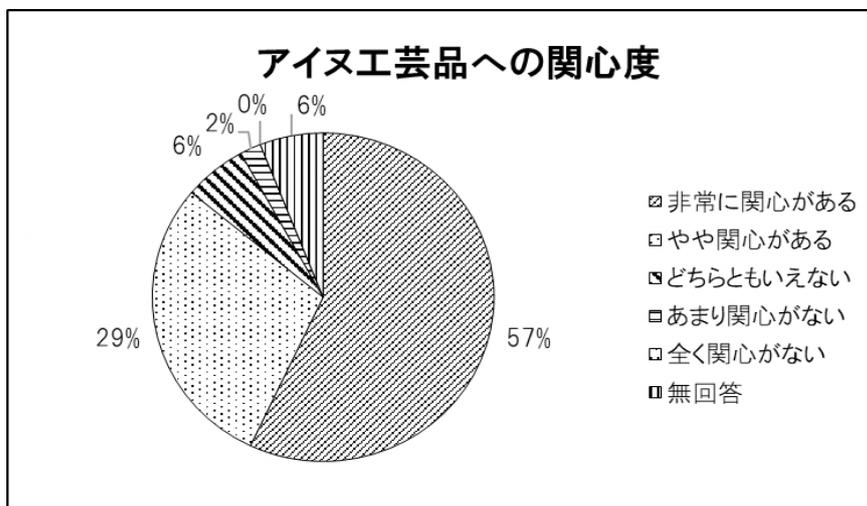
伝統的な手仕事によるアイヌ工芸品については、国の伝統工芸品に指定されるなど高い評価を得ているものがあります。しかし、伝統的技術を有する工芸家の高齢化などにより、後継者不足が深刻になっています。

農林漁業や商工業においては、全道平均と比較し小規模な経営者が多く、人口減少に伴う需要減少など厳しい環境にある中、経営の安定化を図ることが重要です。

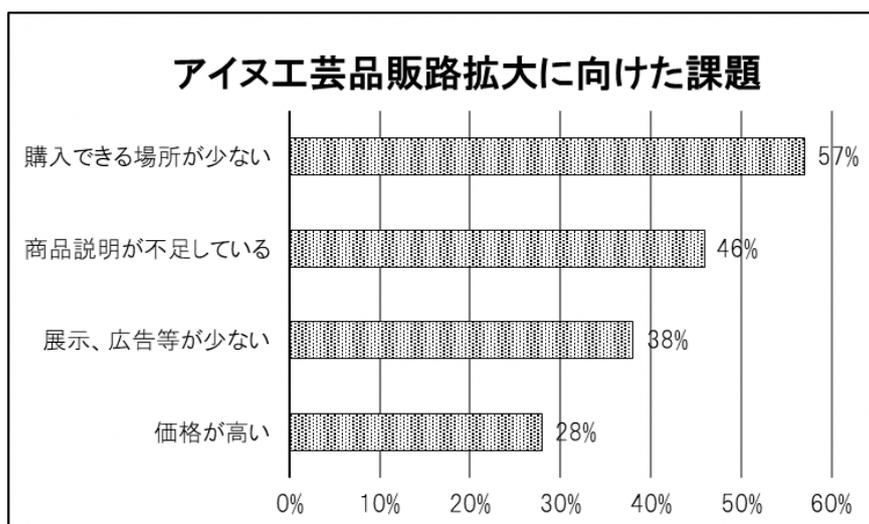
また、ウポポイの開業を契機に、国内外からより多くの方々に訪れていただくとともに、ウポポイの開業効果を道内各地に波及させ、本道観光の振興や地域の活性化につなげていくことが求められています。



※乳業用は調査未回答のため H25 調査結果の数値
(平成 29 年北海道アイヌ生活実態調査)



『アイヌデザインフォーラム』来場者アンケート(令和元年度)



※複数回答 (『アイヌデザインフォーラム』来場者アンケート(令和元年度))

< 施策の方向 >

アイヌの人たちが安定した暮らしを営み、地域に密着した事業活動を継続していくためには、地域経済の活性化を図り、多様な人材が自らの能力を発揮し、安定的な所得が得られる場を確保することが重要です。

また、アイヌの人たちと地域の人たちが協力して、アイヌ文化を貴重な地域資源として位置づけ、地域振興や観光振興に向けた取組を進めていくことが不可欠です。

このため、販路拡大や担い手育成などアイヌ伝統工芸等の振興やアイヌ文化を核とした地域や観光の振興、農林漁業者・中小企業者の生産基盤整備や経営の近代化など産業振興を推進します。

(1) アイヌ伝統工芸等の振興

◆ 伝統的工芸技術の伝承者育成

- アイヌの伝統的技術の習得に向けた基礎講座や指導者育成研修の開催など、工芸技術を次世代に引き継ぐ伝承者を育成します。
- 作品コンテストの開催などにより、アイヌ工芸品の製作技術や創作意欲の向上を図ります。
- 工芸やデザインに関連する学校や生徒などに対し、将来の担い手育成に向けたニーズを把握するとともに、アイヌ工芸の体験・学習の機会を提供

するなど、伝承者の育成につなげていきます。

◆ アイヌ工芸品の販路拡大・製品開発

- アイヌ工芸品のテスト販売等を通じて、需要・供給ニーズを把握しながら、販路拡大に向けた検討を進めます。
- 各地域で開催されるイベント等を活用して、アイヌ工芸品の展示・販売促進等に取り組みます。
- 消費者の多様なニーズに応えるため、アイヌの伝統工芸と現代的デザインを融合した新たな製品の開発等を促進します。

(2)アイヌ文化を核とした地域や観光の振興

- 国内外から注目される各種イベントでの PR や SNS など多様な媒体を活用し、地域の特色あるアイヌ文化の魅力を発信することで、ウポポイをはじめとしたアイヌ関連施設への誘客を促進します。
- ウポポイをはじめとした道内各地にあるアイヌ文化関連施設と観光資源等の連携を進め、広域的な周遊促進などにより、地域の活性化を図ります。

(3)産業の振興

◆ 農林漁業の振興

- 関係融資制度の活用促進のほか、経営の改善に必要な生産基盤や経営近代化施設の整備を支援するなど、農林漁業の振興を図ります。

◆ 中小企業の振興

- 経営改善普及指導員による相談・指導を行うとともに、中小企業総合振興資金をはじめとする各種支援制度の活用促進を図るなど、中小企業の健全な発展と経営の安定を図ります。
- 経営改善普及指導員に対する研修の実施などにより、中小企業の経営安定や改善などに向けた相談員等のさらなる資質向上を図ります。

◆ アイヌ工芸品の振興

- アイヌ工芸品の販路拡大に向けたマーケティングの支援や PR、アイヌの伝統工芸と現代的デザインを融合した新たな製品開発の促進などにより、アイヌ工芸品の振興を図ります。

5 多様な文化との交流促進

<現状・課題>

グローバル化の流れが進展し、数多くの外国人が本道を訪れるなど、世界と本道の距離は急速に縮まりつつあります。こうした中、アイヌの人たち自身が多様な文化や生活習慣などに触れ理解を深めるとともに、国内外の相互交流を通じて、文化や生活習慣の違いなどについての相互理解が必要となっています。

<施策の方向>

世界から学び、世界を舞台に活躍できる人づくりを進めていくとともに、異なる文化や考えを持つ人たちが、お互いを理解し尊重することができる共生社会の実現を図っていくことが重要です。

このため、国際交流をはじめアイヌの人たちと異なる文化をもつ人たちの交流を促進します。

国際交流等の促進

- アイヌの人たちと海外の少数民族や先住民族との交流を促進します。
- 海外でアイヌ文化の展示会や体験会等を開催し、アイヌの人たちと海外の人たちとの対話やふれあい等を通じて、アイヌへの興味や理解の向上を促進します。
- アイヌの人たちと道内外の地域や人たちが、相互に体験・交流ができる機会の確保を図ります。

第5 推進に当たって

アイヌ施策推進法の制定や白老町に開業したウポポイなど、アイヌ政策を総合的に推進していく上で基盤ともなる環境が着実に整備されつつあります。

アイヌ施策を効果的に推進していくためには、こうした基盤はもとより、これまで地域のアイヌの人たちが伝承してきた独自の文化や各地の施設など地域の資源も積極的に活用していくことが不可欠です。

また、国、道、市町村はもとより、北海道アイヌ協会やアイヌ民族文化財団など関係団体やアイヌ文化等を応援する企業が果たす役割は非常に重要です。多様な主体が「全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という目標を共有し、一体となって推進していきます。

ウポポイや地域資源の活用

- アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであるウポポイをはじめ、各地域の魅力ある資源の価値を高めながら、施策の推進に積極的に活用していきます。

関係機関との連携・協力強化

- 国、道、市町村、北海道アイヌ協会やアイヌ民族文化財団など関係団体、大学等の教育・研究機関や民間企業などが主体的に取り組むとともに、より一層密接な連携のもと、効果的な取組を進めます。
- アイヌ施策推進法に基づくアイヌ政策推進交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう、市町村や関係団体と情報交換や協議を行うための場を確保しながら、必要な助言や協力を行うなど市町村の取組を支援します。

また、交付金など予算の十分な確保や柔軟な運用など、アイヌ施策が効果的に推進されるよう、道や市町村、アイヌ民族文化財団等の取組に対する支援について、国に対し要望します。

組織活動の充実

- アイヌの人たちが自主的に組織した全道規模の組織である北海道アイヌ協会が取り組む広報啓発活動や各種研修などの活動を支援します。

- 本道の各アイヌ協会などが地域と一体となって組織力を発揮できるよう、組織の中核となる青年・女性層の活動やアイヌの人たちの理解促進に向けた地域活動の充実などに対し支援します。

総合計画等との整合性

- この推進方策に基づく施策の推進に当たっては、アイヌ施策推進法の規定に基づき策定した「道のアイヌ施策推進方針」や北海道総合計画をはじめ関連計画等との整合性を図ります。

施策の体系

目指す姿

アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示したアイヌ施策推進法の趣旨を鑑み、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

理解の促進

- 正しい理解に向けた教育の充実
- 道内外への普及啓発

生活の向上

- アイヌの人たちの教育の充実
- 雇用の安定
- 生活の安定・向上と生活環境の改善

文化の振興

- アイヌ文化の保存・伝承
- アイヌ文化の魅力発信
- アイヌ文化振興の基盤づくり

地域、産業及び観光の振興

- アイヌ伝統工芸等の振興
- アイヌ文化を核とした地域や観光の振興
- 産業の振興

多様な文化との交流促進

- 国際交流等の促進

推進に当たって

- ウポポイや地域資源の活用
- 関係機関との連携・協力強化
- 組織活動の充実
- 総合計画等との整合性

〈参考資料〉

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
（法律第 16 号：平成 31 年 4 月 26 日交付）……………24

- ・北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針
（令和元年 10 月 29 日決定）……………31

- ・平成 29 年「北海道アイヌ生活実態調査」の実施結果（概要）……………33

- 第八条 都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するよう努めるものとする。
- 第一号 都道府県が、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策の推進に必要となる事項を定めるものとする。
- 第二号 都道府県が、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策の推進に必要となる事項を定めるものとする。
- 第三号 都道府県が、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策の推進に必要となる事項を定めるものとする。
- 第四号 都道府県が、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策の推進に必要となる事項を定めるものとする。
- 第五号 都道府県が、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策の推進に必要となる事項を定めるものとする。

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

- 第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたと定めた施設（以下「指定施設」という。）の管理に必要となる費用（第二十条第二項において「入場料等」という。）を徴収するものとする。
- 第十条 前項の規定による指定を受けた者は、当該指定を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に必要となる費用（第二十条第二項において「入場料等」という。）を徴収するものとする。
- 第十一条 前項の規定による指定を受けた者は、当該指定を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に必要となる費用（第二十条第二項において「入場料等」という。）を徴収するものとする。

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

- 第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定め、基本方針に基づき当該市町村を包括する都道府県方針を勘案し、内閣府令で定める（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣府令で認定を申請するものとする。
- 第二号 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 アイヌ施策推進地域計画の目標
- 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項
- イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
- ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
- ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
- ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
- ホ その他内閣府令で定める事業
- 三 計画期間
- 四 その他内閣府令で定める事項
- 第三号 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成し、その意を聴かずに、これに記載しようとする前項第二号（二）に規定する事項を規定する事業に關する事項を記載するものとする。
- 第四号 承継（国有林野の管理に關する事項を記載するものとする。）に規定する事項を記載するものとする。
- 第五号 項に規定するもの（二）を除く。）に規定する事業に關する事項を記載するものとする。
- 第六号 業に關する事項を記載するもの（二）を除く。）に規定する事業に關する事項を記載するものとする。
- 第七号 業に關する事項を記載するもの（二）を除く。）に規定する事業に關する事項を記載するものとする。
- 第八号 業に關する事項を記載するもの（二）を除く。）に規定する事業に關する事項を記載するものとする。
- 第九号 業に關する事項を記載するもの（二）を除く。）に規定する事業に關する事項を記載するものとする。

り十一九」条に
誇第十村八進
の律法第十推
々法二法市第
人年十同定「策
の一第に認中施
又十法び「二の
イ三同並はのめ
ア成（書の条た
「平村しる一
は（町だあ十
の律市たと二現
ある法定項」第
とす「認同村法
」関はと市び社
一進のの」及る
第推あ。条りさ
「の」とじ四重
中策」同十と尊
文施村下二」が
本の町以第項り
三た「う及第の
第る、い項「々」
条すを一中人項
、実項町条四又
てを一市二第イ
い会第定十条ア
お社条第定二八
にる六第第十は
合れ十第、第の
場さ第定号法第
の重）規五同有
こ尊号に第、と
。が六項条と」
第十た資基て適
第十当う。特商
2る七次の需施
3る録るべき
4登「と項るた
5又場た料得
6は、（地方債
第十に起別の
（指定等）
第二十法き業
2当一この二
三イその口を
口を

に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せよ。業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せよ。業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せよ。

2 前項の規定によらぬときは、前項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)
第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定するこの取消し等。

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となつたとき。

三 規程によらぬ第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。

四 第二十二條第三項、第二十七條第二項又は前條の規定による命令に違反したとき。

五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかつたとき。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)
第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合には、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2 前項に定められたもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合には、前条第一項の規定による指定の他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 アイヌ政策推進本部

(設置)
第三十二条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)
第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案の作成に関すること。

二 基本方針の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)
第三十四条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

(アイヌ政策推進本部長)
第三十五条 本部長は、アイヌ政策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(アイヌ政策推進副本部長)
第三十六条 本部に、アイヌ政策推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(アイヌ政策推進本部員)
第三十七条 本部に、アイヌ政策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 法務大臣

二 外務大臣

三 文部科学大臣

四 厚生労働大臣

五 農林水産大臣

六 経済産業大臣

七 国土交通大臣

八 環境大臣

九 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)
第三十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律

- により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四條第一項第九号の規定の適用を受け、その代表者（主任の大臣）の代表者として、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。2 本部は、その所掌事務を遂行するに必要とする者以外に、協力を依頼することができる。
- 第三十九條 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
（主任の大臣）
- 第四十條 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（政令への委任）
- 第四十一條 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第八章 雑則
（権限の委任）
- 第四十二條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。2 第十一條の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局长に委任することができる。3 前項の規定により森林管理局长に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。
（命令への委任）
- 第四十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。
（罰則）
- 第四十四條 第二十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科す。
- 第四十五條 第二十九條の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針

(令和元年 10 月 29 日決定)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針を定める。

記

1 アイヌ施策の目標

道においては、これまで教育の充実や雇用の安定など、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に基づく施策、及びアイヌ語やアイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発など、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）に基づく施策等を推進してきたところである。

- ・ 道としては、この度の法の制定を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、本方針を策定し、地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標とする。

2 北海道が実施すべきアイヌ施策に関する方針

(1) アイヌ施策の実施

- ・ これまで実施してきた生活向上や文化振興施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めるとともに、新たな交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう助言や協力を通じて、本道におけるアイヌ施策の着実な推進に努める。
- ・ 国と連携し、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。

(2) 差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進

- ・ アイヌの人たちに対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第 4 条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- ・ 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進などを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について道民の正しい理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなど国の取組に協力する。

(3) 国、地方公共団体及び指定法人等との連携

- ・ アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、法第 5 条に定める責務を果たすことが重要であり、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、北海道市長会、北海道町村会とも連携し、新たな交付金制度の十分な周知を図るとともに、市町村との間で情報交換や協議を行うための場を確保し、アイヌの人たちや地域が抱える課題などに対し、必要な助言や協力を行うなど市町村の取組を支援する。
- ・ 法律上の特例措置である漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）による許可についての配慮に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等

を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人たちの視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。なお、配慮の内容については、別表 1 のとおりとする。

- ・ 指定法人（法第 20 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣及び文部科学大臣の指定を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第 21 条に定める業務を適切に実施することが求められている。このため、アイヌ施策を推進するに当たっては、国、地方公共団体及び指定法人による情報提供などの密接な連携を図る。

3 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

- ・ アイヌ施策の推進に当たっては、アイヌの人たちの課題やニーズなど、実態等の把握に努めるとともに、国や市町村等との連携の強化を図る。
- ・ 国においては、法の施行状況の検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずるとしているところであり、道は、本方針の施行状況等について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。なお、その際にはアイヌの人たちの意見を十分踏まえることとする。
- ・ 国のアイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する。

別表 1：漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮の内容

| 項目名 | 漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮 |
|-------|--|
| 特例の内容 | 市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕する事業（以下「内水面さけ採捕事業」という。）を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該内水面さけ採捕事業の実施のため採捕の許可を求められた北海道知事は、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮を行うものとする。 |
| 認定の要件 | 事業の内容が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕するものであり、かつ、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。 漁業法及び水産資源保護法に基づき、北海道知事が定める規則等を遵守した事業の実施が見込まれること。 |

平成29年「北海道アイヌ生活実態調査」の実施結果について（概要）

1 調査の目的

この調査は、北海道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的施策のあり方を検討するため、必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の対象

この調査における「アイヌ」とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」としている。

調査の対象となったのは、各市町村が把握することのできたアイヌの人たちであり、道内に居住しているアイヌの人たちの全数とはなっていない。

3 調査の時点

平成29年11月1日

4 調査の種類

次の4つの調査を実施した。

| | |
|-------------|---|
| (1) 市町村調査 | アイヌの人たちが居住する市町村を対象として、生活、教育の状況などを市町村が調査 |
| (2) 地区調査 | 各市町村のアイヌの人たちが居住する地区を対象として、生活保護、課税の状況などを市町村が調査 |
| (3) 世帯調査 | 無作為抽出した291世帯を対象として、家族、所得、住居等の状況などを知事が委嘱した調査員が、面接により調査 |
| (4) アンケート調査 | 世帯調査の実施世帯における15歳以上の世帯員を対象として、今後の対策や差別などを知事が委嘱した調査員が、面接により調査(671人) |

5 調査の結果

調査の対象としたアイヌの人たちは、5,571世帯、13,118人であり、前回調査(平成25年)との比較では、1,309世帯、3,668人の減となっている。

主な項目を前回調査と比較すると、生活保護率は減少しており、昭和47年調査以降、アイヌ居住市町村との格差は連続して減少している。

高校、大学への進学率はそれぞれ増加しているが、大学進学率についてはいまだ格差が見られる。

一方で、アイヌ居住市町村や全道との比較においては、いろいろな項目においていまだ格差が存在するとともに、現在もいわれのない差別があるということが結果に表れている。

現在、国が進めているアイヌ政策の再構築において特に望むものとしては、子弟教育が最も高く、次いで生活と雇用安定、文化の保存伝承のための対策があげられている。

主な調査結果は以下のとおり。

(1) 「市町村調査」の結果

① 調査の対象としたアイヌの人たちの状況

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 |
|-----------|---------|---------|----------|
| アイヌ居住市町村数 | 63市町村 | 66市町村 | ▲3市町村 |
| アイヌの世帯数 | 5,571世帯 | 6,880世帯 | ▲1,309世帯 |
| アイヌの人数 | 13,118人 | 16,786人 | ▲3,668人 |

② 生活の状況〔生活保護率の状況〕

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 |
|----------|---------|---------|----------|
| アイヌの人たち | 36.1% | 44.8% | ▲8.7ポイント |
| アイヌ居住市町村 | 32.1% | 33.1% | ▲1.0ポイント |

※ 生活保護率の単位は「%」(ハ・ミル=千分率)

③ 教育の状況〔進学率の状況〕

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 | |
|-----|----------|---------|-------|----------|
| 高 校 | アイヌの人たち | 95.1% | 92.6% | +2.5ポイント |
| | アイヌ居住市町村 | 98.8% | 98.6% | +0.2ポイント |
| 大 学 | アイヌの人たち | 33.3% | 25.8% | +7.5ポイント |
| | アイヌ居住市町村 | 45.8% | 43.0% | +2.8ポイント |

④ 就業者の状況〔15歳以上の就業者〕

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 | |
|-----------|---------|---------|----------|----------|
| 第 一 次 産 業 | 農業・林業 | 8.1% | 9.7% | ▲1.6ポイント |
| | 漁業 | 27.8% | 26.3% | +1.5ポイント |
| | 小計 | 35.9% | 36.0% | ▲0.1ポイント |
| 第 二 次 産 業 | 鉱業、採石業等 | 0.6% | 0.9% | ▲0.3ポイント |
| | 建設業 | 10.6% | 11.2% | ▲0.6ポイント |
| | 製造業 | 6.7% | 6.9% | ▲0.2ポイント |
| | 小計 | 17.9% | 19.0% | ▲1.1ポイント |
| 第 三 次 産 業 | 35.3% | 40.4% | ▲5.1ポイント | |
| 分類不能の産業 | 10.9% | 4.6% | +6.3ポイント | |

⑤ 農林漁業の状況

ア 経営耕地面積規模別及び専業・兼業農家の割合

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 | |
|------------|-----------|---------|-------|----------|
| 面 積 規 模 別 | 3ha未満 | 28.2% | 24.4% | +3.8ポイント |
| | 3～10ha未満 | 44.0% | 42.4% | +1.6ポイント |
| | 10ha以上 | 27.8% | 33.2% | ▲5.4ポイント |
| 専 業・ 兼 業 別 | 専 業 | 57.7% | 56.1% | +1.6ポイント |
| | 第 一 種 兼 業 | 27.8% | 30.2% | ▲2.4ポイント |
| | 第 二 種 兼 業 | 14.5% | 13.7% | +0.8ポイント |

イ 経営形態別漁業経営体の割合

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 | |
|------|----------|---------|----------|----------|
| 漁 船 | 無動力 | 0.4% | 0.3% | +0.1ポイント |
| | 3トン未満 | 32.1% | 33.2% | ▲1.1ポイント |
| | 3～5トン未満 | 14.3% | 13.7% | +0.6ポイント |
| | 5～10トン未満 | 8.1% | 10.7% | ▲2.6ポイント |
| | 10トン以上 | 10.2% | 4.1% | +6.1ポイント |
| 小型定置 | 0.6% | 0.5% | +0.1ポイント | |
| 大型定置 | 6.2% | 8.6% | ▲2.4ポイント | |
| 養殖 | 22.3% | 24.4% | ▲2.1ポイント | |
| その他 | 5.8% | 4.4% | +1.4ポイント | |

⑥ 住宅の状況〔持家住宅の老朽程度〕

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 |
|---------|---------|---------|-----------|
| 修理の必要なし | 50.4% | 50.8% | ▲0.4ポイント |
| 小修理を要する | 26.4% | 32.4% | ▲6.0ポイント |
| 大修理を要する | 5.9% | 8.9% | ▲3.0ポイント |
| 修理不能 | 0.6% | 1.5% | ▲0.9ポイント |
| 増改築を要する | 2.2% | 3.2% | ▲1.0ポイント |
| 不明 | 14.5% | 3.2% | +11.3ポイント |

(2) 「地区調査」の結果

① アイヌの人たちが居住する地区数

| 地区類型 | 今回調査 | 地区類型の定義 |
|--------|-------|------------------------------|
| 都市型 | 374地区 | 地区の主な産業が第二・三次産業で市街地を形成している地区 |
| 農村型 | 62地区 | 地区の主な産業が農林業による地区 |
| 漁村型 | 100地区 | 地区の主な産業が漁業による地区 |
| 民芸品製作型 | 1地区 | 地区の主な産業が民芸品製作販売による地区 |
| 混合型 | 109地区 | 上記2以上の類型が相半ばしている地区 |
| 地区全体 | 646地区 | |

② 地区類型別世帯数・人数

| 地区類型 | 今 回 調 査 | | 前 回 調 査 | | 増 減 | |
|--------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|
| | 世帯数 | 人 数 | 世帯数 | 人 数 | 世帯数 | 人 数 |
| 都市型 | 2,195世帯 | 4,982人 | 3,016世帯 | 7,047人 | ▲821世帯 | ▲2,065人 |
| 農村型 | 491世帯 | 1,034人 | 737世帯 | 1,723人 | ▲246世帯 | ▲689人 |
| 漁村型 | 964世帯 | 2,619人 | 1,190世帯 | 3,301人 | ▲226世帯 | ▲682人 |
| 民芸品製作型 | 48世帯 | 109人 | 52世帯 | 123人 | ▲4世帯 | ▲14人 |
| 混合型 | 1,505世帯 | 3,600人 | 1,885世帯 | 4,592人 | ▲380世帯 | ▲992人 |

(3) 「世帯調査」の結果

① 世帯の年間所得の状況

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 100万円未満 | 5.2% | 11.6% | ▲6.4ポイント |
| 100～199万円 | 14.4% | 20.0% | ▲5.6ポイント |
| 200～349万円 | 22.3% | 26.4% | ▲4.1ポイント |
| 350～499万円 | 19.2% | 17.3% | +1.9ポイント |
| 500万円以上 | 20.3% | 16.7% | +3.6ポイント |
| 未 回 答 | 18.6% | 8.0% | +10.6ポイント |

② 生活意識

| 区 分 | 今 回 調 査 | 前 回 調 査 | 増 減 |
|----------|---------|---------|----------|
| とても苦しい | 27.1% | 27.3% | ▲0.2ポイント |
| 多少困る程度 | 47.8% | 50.3% | ▲2.5ポイント |
| 少しゆとりがある | 15.8% | 17.7% | ▲1.9ポイント |
| 豊かである | 1.0% | 0.0% | +1.0ポイント |
| 未 回 答 | 8.3% | 4.7% | +3.6ポイント |

(4) 「アンケート調査」の結果

① アイヌの人たちに対する施策の認知度及び利用度（新規調査）

| | |
|-----------|-------|
| 知っていた | 79.4% |
| 知らなかった | 13.6% |
| 無回答 | 7.0% |
| 利用したことがある | 53.4% |
| 利用したことはない | 21.9% |
| 無回答 | 24.7% |

② アイヌの人たちが必要としている対策（複数回答）

| 区 分 | 今回調査 | 前回調査 | 増 減 |
|-------------|-------|-------|----------|
| 教育の充実 | 70.3% | 67.9% | +2.4ポイント |
| アイヌ文化の保存と伝承 | 36.2% | 38.6% | ▲2.4ポイント |
| 生活と職業の安定 | 51.1% | 51.8% | ▲0.7ポイント |
| 産業の振興 | 21.4% | 19.2% | +2.2ポイント |
| 住宅や生活環境の整備 | 24.7% | 19.4% | +5.3ポイント |

③ 幼稚園、保育所、塾への通園状況

ア 幼稚園、保育所への通園状況

| 区 分 | 今回調査 | 前回調査 | 増 減 |
|--------|-------|-------|----------|
| 幼稚園のみ | 18.0% | 15.7% | +2.3ポイント |
| 保育所のみ | 36.2% | 36.3% | ▲0.1ポイント |
| 両方 | 6.0% | 4.4% | +1.6ポイント |
| 通っていない | 31.4% | 39.2% | ▲7.8ポイント |
| 不詳・無回答 | 8.3% | 4.4% | +3.9ポイント |

イ 塾への通園状況（家庭教師を含む）

| 区 分 | 今回調査 | 前回調査 | 増 減 |
|--------|-------|-------|----------|
| 通った | 16.4% | 16.9% | ▲0.5ポイント |
| 通っていない | 80.6% | 79.3% | +1.3ポイント |
| 不詳・無回答 | 3.0% | 3.8% | ▲0.8ポイント |

④ 「アイヌである」と感じた時期

| 区 分 | 今回調査 | 前回調査 | 増 減 |
|--------|-------|-------|----------|
| 小学校入学前 | 16.4% | 16.0% | +0.4ポイント |
| 小学生の頃 | 27.1% | 22.5% | +4.6ポイント |
| 中学生の頃 | 9.8% | 7.8% | +2.0ポイント |
| 高校生の頃 | 3.4% | 2.6% | +0.8ポイント |
| 高校卒業以降 | 4.8% | 2.6% | +2.2ポイント |
| わからない | 23.2% | 24.6% | ▲1.4ポイント |
| 不詳・無回答 | 15.2% | 23.9% | ▲8.7ポイント |

⑤ 差別経験の有無

| 区 分 | 今回調査 | 前回調査 | 増 減 |
|----------------------|-------|-------|----------|
| 差別を受けたことがある | 23.2% | 23.4% | ▲0.2ポイント |
| 自分はないが、他人が受けたのを知っている | 13.1% | 9.6% | +3.5ポイント |
| 受けたことがない | 35.2% | 35.5% | ▲0.3ポイント |
| わからない、不詳・無回答 | 28.4% | 31.5% | ▲3.1ポイント |

⑥ 複合差別の有無（新規調査）

| 区 分 | 今回調査 |
|----------------------|-------|
| 複合差別を受けたことがある | 5.7% |
| 自分はないが、他人が受けたのを知っている | 4.6% |
| 受けたことがある及び受けた人を知っている | 4.6% |
| 受けたことがない | 11.8% |
| わからない、不詳・無回答 | 73.3% |

⑦ 複合差別の要因（複数回答）（新規調査）

| 区 分 | 今回調査 |
|---------|-------|
| 性別 | 22.0% |
| 障がい | 15.0% |
| 高齢 | 0.0% |
| 経済的要因 | 64.0% |
| その他・無回答 | 24.0% |

⑧ アイヌ政策の再構築に望むもの（複数回答）（新規調査）

| 区 分 | 今回調査 |
|---------|-------|
| 子弟教育 | 50.5% |
| 文化の保存伝承 | 28.8% |
| 生活と雇用安定 | 36.4% |
| 産業振興対策 | 14.0% |
| 生活環境整備 | 16.5% |
| 幼児教育充実 | 17.1% |
| その他・無回答 | 15.9% |

⑨ 「民族共生象徴空間」の認知度（新規調査）

| 区 分 | 今回調査 |
|----------|-------|
| よく知っている | 8.0% |
| 知っている | 32.0% |
| あまり知らない | 30.4% |
| まったく知らない | 24.6% |
| 無回答 | 4.9% |